

24-D-1006  
2024年10月4日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

## 積水ハウス・リート投資法人

グリーンファイナンス・フレームワーク

据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価  
(資金使途)

g1 (F)

管理・運営  
透明性評価

m1 (F)

発行体／借入人

積水ハウス・リート投資法人（証券コード:3309）

評価対象

積水ハウス・リート投資法人  
グリーンファイナンス・フレームワーク

### 概要

積水ハウス・リート投資法人（本投資法人）は、2014年12月に東京証券取引所（不動産投資信託証券市場）に上場したJ-REIT。2018年5月1日を効力発生日とし、積水ハウス・レジデンシャル投資法人との合併により、住居・オフィスビルを中核資産とする総合型REITへと転換を遂げ、資産規模が大きく拡大した。積水ハウスグループが開発した物件を中心に安定性及び質の高いポートフォリオの構築が進み、運営面においても安定したトラックレコードを積み重ねている。2024年8月5日時点のポートフォリオは134物件で、資産規模は約5,370億円。取得価格ベースのASETタイプ別構成比は、住居：69.4%、オフィスビル：30.6%となる。本投資法人では、戦略的立地に所在する高品質な居住用不動産及び商業用不動産等を「プライム・プロパティ」と定義し重点的な投資対象としている。住居及びオフィスビルをポートフォリオの中核資産に位置付け、成長が見込まれるホテルに対しても投資することを方針としている。

資産運用会社は、積水ハウス・アセットマネジメント株式会社（本資産運用会社）であり、株主は積水ハウス株式会社（出資比率：100%）である。本投資法人では、積水ハウスとのスポンサー・

サポート契約や積水ハウス不動産各社との優先交渉権に関する契約を通じた外部成長と、積水ハウスグループの総合力を活用した内部成長が推進されている。

本投資法人は、「資産運用を通じて人・社会・未来を豊かにする」をビジョンとして、投資主価値の最大化、質の高い社会資本の提供及び人生 100 年時代をリードする REIT を目指し、資産運用業務を行っている。本投資法人では、2022 年 12 月に 2050 年度までにカーボンニュートラルを達成することを長期目標として掲げており、今後さらに環境に配慮していく姿勢を明確にしている。

今般の評価対象は、本投資法人がグリーンボンドまたはグリーンローン（グリーンファイナンス）による資金調達を行うために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCR は本フレームワークが「グリーンボンド原則<sup>1</sup>」、「グリーンローン原則<sup>2</sup>」、「グリーンボンドガイドライン<sup>3</sup>」及び「グリーンローンガイドライン<sup>4</sup>」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は国際資本市場協会（ICMA）、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）、ローン・シンジケーション・アンド・トレーディング・アソシエーション（LSTA）、及び環境省がそれぞれ自主的に公表している原則またはガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

JCR は、直近では 2022 年 12 月に本投資法人の本フレームワークに対してグリーンファイナンス・フレームワーク評価結果として総合評価“Green 1(F)”を付与している。今回のレビューは、2024 年 4 月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及び BELS 新基準導入等を受け、本投資法人が本フレームワークを更新したために行うものである。本レビューに際して、本投資法人は BELS の適格ランクの変更、及び LEED の追加を行った。変更後のクライテリアについて引き続き環境改善効果が期待されるものであると JCR は評価している。

本投資法人は本フレームワークの中で、資金使途を一定以上の認証水準を有するグリーンビルディングとしており、DBJ Green Building 認証、CASBEE 不動産評価認証、BELS、ZEH・ZEB、LEED のいずれかの認証を取得済あるいは今後取得予定の物件としている。JCR は、本投資法人の定めた適格クライテリアは環境改善効果を有するプロジェクトを対象としていると評価している。

本投資法人は、環境に関する明確な目標のもと、グリーンファイナンスの調達を企図している。選定プロセス、グリーンファイナンスによる調達資金の管理も適切に定められており、予め定められたレポート内容的前提とすると、透明性も確保される。以上より、JCR は本投資法人に関して、管理・運営体制が適切で透明性が高いと評価している。

この結果、JCR は本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。

<sup>1</sup> International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>

<sup>2</sup> Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"

<sup>3</sup> 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2022 年版」

<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

<sup>4</sup> 環境省 「グリーンローンガイドライン 2022 年版」

<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

## 目次

### ■ レビュー事項

### ■ レビュー内容

1. 調達資金の用途
2. 資金用途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

### ■ レビュー結果（結論）

## レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

### 1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

### 2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスに係るプロセスは、変更後も引き続き適切であるか。

### 3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

### 4. レポーティング

グリーンファイナンスにかかるレポーティング体制につき、変更後も引き続き適切に整備され、運用されているか。

### 5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティについて、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

## レビュー内容

### 1. 調達資金の使途

本投資法人では、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

#### 資金使途にかかる本フレームワーク（抜粋）

##### 適格クライテリア

グリーンファイナンスの借入日又は払込期日において有効な以下のいずれかの第三者認証における評価を保持している物件又は以下のいずれかの第三者認証における評価を将来取得予定である物件をグリーン適格資産とします。

また、レポートिंग時には、各年の12月末時点において有効な以下のいずれかの第三者認証を保持している物件をグリーン適格資産とします。

- ・ DBJ Green Building 認証における 3 つ星、4 つ星又は 5 つ星の評価
- ・ CASBEE 不動産評価認証における B+、A 又は S ランクの評価
- ・ BELS（平成 28 年度基準）における 3 つ星、4 つ星又は 5 つ星の評価

##### BELS（令和 6 年度基準）における以下の評価

再生可能エネルギー設備がない住宅：レベル 3 又はレベル 4 ※1

再生可能エネルギー設備がある住宅：レベル 3、レベル 4、レベル 5 又はレベル 6 ※1

非住宅：レベル 4、レベル 5 又はレベル 6 ※2

※1 住宅について、再生可能エネルギー設備の有無によらず、2016 年（平成 28 年）以前に建築された既存建物は、レベル 2 以上で適格とする

※2 非住宅について、2016 年（平成 28 年）以前に建築された既存建物は、レベル 3 以上かつ既存不適格（工場等（物流施設を含む）：BEL=0.75 超え）ではない場合、適格とする

- ・ BELS における ZEH、ZEB の以下の評価
  - ・ ZEH-M Oriented 、ZEH-M Ready、Nearly ZEH-M 又は ZEH-M の評価
  - ・ ZEB Oriented 、ZEB Ready、Nearly ZEB 又は ZEB の評価
- ・ LEED における Silver、Gold 又は Platinum の評価（BD+C、O+M、ND の v4 以降）

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

本投資法人は、2024 年 4 月に建築物の省エネ性能表示制度の告示が改正・施行されたこと等に伴い、適格クライテリアのうち、BELS の適格ランクの変更、及び LEED の追加を行った。以下に、今回記載が変更された BELS、及び LEED の概要を示す。

## BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELSとは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称(Building-Housing Energy-efficiency Labeling System)の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果はBEI (Building Energy Index)によってレベル分けされる。BEIは、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成28年度基準）では1つ星から5つ星の5段階で評価されており、2つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の2024年4月1日施行により、2,000m<sup>2</sup>以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が2024年4月に強化され、BELSに新基準（令和6年度基準）が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル6（消費エネルギー削減率が50%以上）～レベル0（消費エネルギー削減率が0%未満）の7段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル4（消費エネルギー削減率が30%以上）～レベル0（消費エネルギー削減率が0%未満）の5段階で評価される仕組みとなっている。新基準におけるBELSのレベル4（消費エネルギー削減率が30%以上40%未満）以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準となっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

本投資法人が適用したBELSにおけるクライテリアは、省エネ性能を有しており、資金使途として適切であるとJCRは評価している。

## LEED（エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ）

LEEDとは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会(USGBC)によって開発及び運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。LEEDは、Leadership in Energy and Environment Designの頭文字をとったものであり、1996年に草案が公表され、数年に1度アップデートが行われている。現在ではv4及びv4.1が運用されており、2025年にはv5が登場する予定になっている。

認証の種類には、BD+C（建築設計及び建設）、ID+C（インテリア設計及び建設）、O+M（既存ビルの運用とメンテナンス）、ND（近隣開発）、Homes（ホーム）、Cities（都市）の6種類がある。認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum（80ポイント以上）、Gold（60～79ポイント）、Silver（50～59ポイント）、Certified（標準認証）（40～49ポイント）である。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が高いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。

本投資法人が適格クライテリアとして定めたSilver以上の水準は、高いエネルギー効率を有する建物が取得できる認証レベルと考えられ、資金使途として適切であるとJCRは評価している。

また建物回りの外構計画を主たる評価対象とした ND を適格クライテリアに含めているが、当該敷地内の建物については、BD+C、もしくは O+M の v4 以降の認証を取得済みもしくは取得する予定である事を JCR は確認した。

以上より、変更後の適格クライテリアも高い環境改善効果が期待できる物件を対象としている、と JCR は評価している。



## 2. 資金使途の選定基準とプロセス

本投資法人が本フレームワークで定める目標、資金使途のプロセスは以下の通りである（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

### プロセスにかかる本フレームワーク

#### 【プロジェクトの評価と選定プロセス】

グリーン適格資産は、SHA の代表取締役社長が委員長を務め全常勤取締役**及び全部署長**が関与するサステナビリティ委員会によって、運用方針（または成長戦略）、サステナビリティ・ポリシー及び適格クライテリアに基づいて評価及び選定されます。

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載された資金使途の選定基準とプロセスについて、前回評価時点において適切であると評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいてサステナビリティ委員会のメンバー追加以外の変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

### 3. 調達資金の管理

本投資法人が本フレームワークで定める調達資金の管理については以下の通りである（前回評価時から変更点はない）。

#### 資金管理にかかる本フレームワーク

##### 【調達資金の管理】

SHR は、グリーンファイナンスによる調達資金をグリーン適格資産に充当する予定です。SHR は、グリーンファイナンス残高が存在する限り、グリーンファイナンス残高がグリーン適格負債額を超過しないよう管理します。

SHR はグリーンファイナンスで調達した資金の総額がグリーン適格資産に全額充当されていることを報告し、グリーンファイナンス残高が存在する限り、ポートフォリオ単位で充当済み資金を内部で追跡・管理します。グリーンファイナンスで調達した資金の全部又は一部が直ちにグリーン適格資産に充当されない場合、SHR は、未充当資金を特定の上、グリーン適格資産に充当されるまでの間、調達資金の全部又は一部を現金又は現金同等物にて管理します。

※グリーン適格負債額：グリーン適格資産総額 × 総資産 LTV

##### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載されたレポートについて、前回評価時点において適切であると評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

#### 4. レポーティング

本投資法人が本フレームワークで定めるレポーティングについては以下の通りである（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

#### レポーティングにかかる本フレームワーク

##### 【レポーティング】

##### 資金充当状況レポーティング

SHR は、グリーンファイナンスで調達された資金が SHR グリーンファイナンス・フレームワークに則ってグリーン適格資産に全額充当され、グリーンファイナンス残高がグリーン適格負債額を超過していないことを同投資法人ウェブサイトにおいて開示します。グリーンファイナンス残高が存在する限り、SHR は **12 月末**時点におけるグリーン適格負債額及びグリーンファイナンス残高を年次で報告する予定です。

##### インパクトレポーティング

SHR は、グリーンファイナンス残高が存在する限り、同投資法人のウェブサイト上で **12 月末**時点における以下の環境性能指標等を年次で公表します。

- ・ グリーン適格資産の物件数及び取得した認証の評価
- ・ グリーン適格資産の延床面積の総計
- ・ グリーン適格負債額（**12 月末**時点のグリーン適格資産総額 × **10 月末**時点の総資産 LTV）
- ・ グリーン適格資産に関する以下の定量的指標(12 月末時点、SHR がエネルギー管理権限を有している部分に限る)
  - エネルギー消費量
  - CO2 排出量
  - 水使用量

##### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載されたレポーティングについて、前回評価時点において適切であると評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて公表時期とグリーン適格負債額確定の時期以外の変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

本投資法人は、ウェブサイト上に「グリーンファイナンス」のページを設けたうえで、本フレームワークで定めた通り調達金額や充当状況の開示を行っている。さらに、本投資法人は、インパクトレポーティングとして、環境認証の取得状況、及び環境データ（エネルギー消費量、CO2 排出量、水使用量）のデータを開示している。

以上より、本投資法人のレポーティング状況は適切であると JCR は評価している。

## 5. 組織のサステナビリティに係る取り組み

本投資法人は、「資産運用を通じて人・社会・未来を豊かにする」をビジョンとして、投資主価値の最大化、質の高い社会資本の提供及び人生 100 年時代をリードする REIT を目指し、資産運用業務を行っている。

本投資法人は、2014 年の設立当初から保有物件へ DBJ Green Building 認証を取得するなど、早期から環境をはじめとするサステナビリティへの取り組みを進めていた。ファイナンス面では 2018 年に本フレームワークの前身となるグリーンボンド・フレームワークを策定しており、7 本のグリーンボンドを発行している。さらに、本投資法人は、ローン資金調達対象に加え本フレームワークを用いて 30 本のグリーンローンを調達している。

本資産運用会社では、外部コンサルタントの知見も生かしつつ、サステナビリティ委員会をはじめとする推進体制を構築している。サステナビリティ委員会は本資産運用会社の代表取締役社長を最高責任者、ESG 推進室担当取締役を執行責任者、常勤取締役、コンプライアンス・オフィサー、本資産運用会社の全部署長をメンバーとする合議体であり、本投資法人のマテリアリティや目標の設定、当該目標に対する進捗状況の確認を行う役割を果たしている。本投資法人のマテリアリティは環境・社会・ガバナンスを含め、全方的に便益をもたらす持続可能な社会の実現を通じて持続可能な成長を目指すことを示している。

この他本資産運用会社では、PRI (責任投資原則)、TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース) 提言へ賛同しており、TCFD 提言に基づき 4°Cシナリオ、1.5°Cシナリオを前提としたシナリオ分析を行い、ESG レポート等で開示している。

2023 年度に初めて参加した CDP 気候変動プログラムにおいて、リーダーシップレベルの「A-」のスコアを取得した。また GHG 排出削減目標については同年に SBT 認定を取得したが、ネットゼロ基準取得に向けて更に取り組みを推進し、今年実施した GHG 削減目標の見直しにより、SBT 認定の再取得を目指している。

本投資法人は、2023 年度の GRESB リアルエステイト評価において、GRESB レーティングで「3 Stars」を取得するとともに環境配慮やサステナビリティに関する取り組みについて高い評価を受けた参加者に付与される「Green Star」も 7 年連続で取得している。

これらの本投資法人及び本資産運用会社におけるサステナビリティにかかる体制は、スポンサーである積水ハウスとの連携も深く関わっている。

積水ハウスを中心とする積水ハウスグループは 2008 年、住まいからの CO2 排出ゼロを目指す「2050 年ビジョン」を宣言し、2016 年度は、将来のさらなる環境変化に備え、より広範な事業領域で 2050 年に向けた長期ビジョン「サステナビリティビジョン 2050」を策定しており、他社に先駆け、環境をはじめとするサステナビリティを経営に織り込んできた。また、マテリアリティとして「良質な住宅ストックの形成」「持続可能な社会の実現」「ダイバーシティ & インクルージョン」を特定しており、「持続可能な社会の実現」の KPI では、積水ハウスが強みとしている戸建て、賃貸住宅、マンションにおける ZEH (マンションにおいては ZEH-M) の戸数や比率を目標にしている。本投資法人はスポンサー・サポート契約に基づく優先交渉権を活用し、スポンサーの手掛ける良質な物件を多く有することができており、サステナビリティに配慮した取り組みを推進する基盤を盤石にしている。

本投資法人では、2050 年度までにカーボンニュートラルを達成することを長期目標として掲げている。今般、改訂された本フレームワークに記載があるように、サステナビリティ・ポリシーにおいて投資家・レンダーや ESG 評価機関等のステークホルダーに対し、GHG 排出のネットゼロへのコミットメントを明確にし、「GHG 排出のネットゼロ達成」を目指すことを明記した。また、スポンサーにおける取り組みやサステナビリティに関するトレンドを踏まえ、全体の表現等を見直したが、ポリシーの内容自体は前回から変わっていない。

以上より、JCR では、本投資法人の経営陣がサステナビリティを経営の優先度の高い重要課題と位置づけていると評価している。

## レビュー結果(結論)

**Green 1(F)**

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 玉川 冬紀・菊池 理恵子

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/または借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）または資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものも、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

## ■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル